

オーストリアへの渡航・滞在にあたって－運転免許証取得

オーストリア国内に住所を登録し、かつ、日本の有効な運転証をお持ちの方は、連邦警察交通局などに必要書類を提出し、オーストリアの運転免許証の取得を申請することができます。

申請窓口

ウィーン市内にお住まいの場合は、ウィーン警察の交通局(Verkehrsamt)で申請します。

ウィーン以外にお住まいの方は、お住まいの地域に連邦警察の本部(Landespolizeidirektion: LPD)がある場合とない場合等で異なります。["Landespolizeidirektion"](#) (オーストリア州警察)から検索することができます。

必要書類

1. 申請書
2. パスポート（旅券）
3. 日本の運転免許証（原本）
4. [運転免許証抜粋証明](#)
5. パスポート（旅券）用写真 1 枚（6 か月以内のもの）
6. 医師の診断書（警察指定医師発行 1 年以内のもの）
7. オーストリア住民票 (Meldebestätigung)

なお、提出する書類のうちパスポートと運転免許証は原本とコピー各 2 枚、住民票は原本とコピー 1 枚の提出が必要とされています。その他の書類もコピーの提出を求められることがあります。

警察指定医師のリストは申請先に照会して下さい。ウィーンの指定医師はウィーン警察交通局のウェブサイトからも[ダウンロード](#)できます。

住民票(Meldebestätigung)は住民登録を行った際に登録した役所から交付されます。ただし、2002 年 2 月末日までに行った住民登録(住所変更を含む)の場合は通称"Meldezettel"が交付され、この書類(旧"Meldezettel")は引き続き有効です。（注：現在の"Meldezettel"は住民登録をする際の申請用紙を指します。上記以外の書類の提出を求められる場合もありますので、事前に申請先にお確かめ下さい。

関連サイト

外国運転免許書き換えの申請窓口・有効期間・書き換え等

□ "Landespolizeidirektion Wien (ウィーン警察交通局)"

<https://www.polizei.gv.at/wien/buergerservice/fuehrerschein/4/umschreibung.aspx>

申請窓口予約

Reserving an appointment online

<https://citizen.bmi.gv.at/at.gv.bmi.fnsetvweb-p/etv/public/Terminvereinbarung?locale=en>

オーストリアの国際運転免許証

日本では 1949 年のジュネーブ条約に基づき発行された国際運転免許証により自動車等を運転することができます。オーストリアにおけるジュネーブ条約に基づいた国際運転免許証は ÖAMTC（オーストリア自動車協会）が発行しています。オーストリアの運転免許証のみをお持ちで日本でも運転するためには、必ずジュネーブ条約に基づいた国際運転免許証 (Der Internationale Führerschein des Genfer Abkommens) の発行を申請して下さい。

□ ÖAMTC による案内 (ドイツ語)

<https://www.oeamtc.at/thema/fuehrerschein/internationaler-fuehrerschein-beim-oeamtc-erhaeltlich-16182304>

日本で運転するためには

日本の運転免許証に関する情報へのリンクは[こちら](#)をご覧ください。